

地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化について

【大阪府環境審議会 地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化検討部会】

制度化検討の背景

京都議定書が今年 2 月 16 日に発効し、温室効果ガスの削減が世界的に進められていく状況
 大阪市域ではこの 100 年間に全国平均を上回り、気温が約 2.1 上昇し、真夏日や熱帯夜の日数もここ 20 年間で著しく増加
 大阪府域においては、地球温暖化とヒートアイランドという 2 つの温暖化現象に直面

制度化の基本方向 - 3 つの方向 -

「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」の達成に向けて、実行可能な対策を早急に推進する観点から、次の 3 点について検討を行った。

事業活動に伴う温室効果ガス排出量及び排熱を削減

- 2002 年度現在、二酸化炭素排出量のうち、約 69% が事業活動により排出
- 特に、業務部門は 1990 年度から 47.5%、運輸部門は 20.8% 増加

エネルギーを多量に消費する事業者を中心に、温室効果ガスの排出等の削減を図る仕組みが必要

建築物の環境配慮を促進

- 熱負荷量の約 45% が建築物及びその敷地への蓄熱による

建築物における蓄熱の防止、省エネルギー等をはじめとする広範囲な環境配慮を促進する仕組みが必要

建築物の敷地等における緑化を促進

- 緑の持つ多面的な効用を活かしながら、ヒートアイランド対策として都市緑化を促進することが必要

都市の中で大きな構成を占める建築物の敷地等において、着実に緑化を図る仕組みが必要

制度の内容

	事業活動のエネルギー対策	建築物の環境配慮	建築物の敷地等における緑化
対象	一定規模以上のエネルギー使用事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原油換算 1,500kl/年（燃料 + 電気）以上の事業所を持つ事業者 ・ 省エネ法の対象となる貨物及び旅客事業者のうち、府域で一定規模以上の事業活動がある者 ・ 24 時間営業を常態とする事業者で、かつ、原油換算 1,500kl/年（燃料 + 電気）以上の事業者 	一定規模以上の新增改築される建築物 （延床面積 5,000 m ² を超えるものを想定）	一定規模以上の新增改築される建築物の敷地等 （建築敷地面積 1,000 m ² 以上を想定）
手続き	府：温暖化対策指針を作成し、削減のガイドライン等を提示 事業者：温室効果ガス等の対策計画書を届出 （運送委託自動車からの排出も含む） 温室効果ガス等の削減実績を毎年、府に届出 府：届出内容を公表、優良事業者に対する顕彰等も想定	府：建築物の環境配慮に関する指針を作成 建築主：建築物の環境計画書及び工事完了報告書を届出 （環境配慮の取組状況を評価、ランク付け 総合的な評価方法 C A S B E E を活用） 府：計画内容・評価結果を公表、優良建築物に対する顕彰等も想定	建築主：建築物の敷地等の緑化計画書及び緑化完了報告書を届出 （敷地面積の 3～5% の緑化の義務化） 府：優れた緑化に対する顕彰等も想定
実効性の確保	対策計画書・実績報告書の届出がない場合 勧告 勧告拒否等 氏名公表	環境計画書・工事完了報告書の届出がない場合 勧告 勧告拒否等 氏名公表	計画書・完了報告書の届出がない場合、緑化基準に適合しない場合 勧告 勧告拒否等 氏名公表

制度のあり方

法的位置付けが明確な条例によるものとするべき（府民、事業者に一定の負担を求めるものであり、要綱等による行政指導では限界があるため）